

会議・打合せ・視察顛末書

							記 録 者	石 山 駿	
決 裁	市 長	副 市 長	教 育 長	部 長	課 長	課長補佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員
	(Blank cells for decision)								
件 名	令和5年第2回龍ヶ崎市教育委員会定例会								
年 月 日	令和5年2月15日(水) 午後2時00分～午後3時50分								
場 所	龍ヶ崎市役所5階全員協議会室								
出 席 委 員	大古輝夫教育長, 斎藤勝教育長職務代理者, 野中浩委員, 山崎麻里委員, 膳法亜沙子委員								
欠 席 委 員	なし								
傍 聴 者	1名								
出 席 者	教育部長 教育総務課長 文化・生涯学習課長 指導課長 教育センター所長 学校給食センター所長 教育総務課長補佐 教育総務課総務グループ主幹				中村 兼次 名島 正博 国松 美浩 本橋 聡 千葉 幸子 岩井 務 関ヶ原 功 石山 駿				
議 事 日 程	1 開 会 2 前回会議録の承認 3 教育長報告 4 議 事 議案第1号 第2次龍ヶ崎市教育プラン(案)のパブリックコメントに提出された意見に対する市の考え方の公表について 議案第2号 第2次龍ヶ崎市教育プランについて 議案第3号 龍ヶ崎市部活動の運営方針の改訂について 議案第4号 龍ヶ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令に対する同意について 議案第5号 龍ヶ崎市教育委員会の権限に属する事務の委任に係る龍ヶ崎市長との協議について 議案第6号 龍ヶ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第7号 斎藤勝委員の辞職願に対する同意について 議案第8号 新学校給食センターの運営について 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度龍ヶ崎市一般会計予算案に対する同意について) 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算案(第9号)に対する同意について) 5 閉 会								
教 育 長	(1) 開会 委員の皆様, 本日は, お忙しいところをお集まりいただき, ありがとうございます								

	<p>す。</p> <p>本日は追加の議事として、議案第7号及び第8号を別冊として机の上に配布させていただきました。それに伴い、議事日程の差し替え版を配布させていただきましたので、本日はそちらをご覧いただきたいと思います。</p> <p>それでは、今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。</p> <p>本日の議事は、議案8件、報告2件、協議事項1件の審議が予定されておりますが、公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。</p> <p>傍聴される方をお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中にご静粛にお願いします。</p> <p>本日の会議は、全委員が出席されており、定足数に達しておりますので、令和5年第2回龍ヶ崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p>
教 育 長	<p>(2) 前回会議録の承認</p> <p>はじめに、1月定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。</p>
全 委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、1月定例会の会議録につきまして、原案のとおり承認いたします。
教 育 長	<p>(3) 教育長報告</p> <p>続きまして、教育長報告をさせていただきます。</p> <p>(教員評価面談、県南教育長会議、龍ヶ崎市スポーツ協会表彰式、学校図書館司書全体会、会計年度任用職員採用面接、令和4年度指定文化財説明板設置工事、令和4年度第2回子ども読書活動推進会議、サタデースクール推進事業、第10回(令和4年度)いばらきっ子郷土検定県大会、令和4年度第2回図書館協議会、龍ヶ崎市青少年センター運営協議会、令和4年度第1回龍ヶ崎市歴史民俗資料館運営審議会、埋蔵文化財関係(1月25日～2月8日現在)、令和4年度龍ヶ崎市新学齢児に関する引継ぎ及び情報交換会、龍ヶ崎市教育研究会教育論文審査、第3回新規採用教職員研修会、不登校対策連絡協議会、適応指導教室「夢ひろば」避難訓練、小中学校合同給食主任会、龍ヶ崎市学校給食センター運営委員会、「いばっぺごはんの日」給食の提供)</p>
教 育 長	私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	<p>(4) 議案第1号 第2次龍ヶ崎市教育プラン(案)のパブリックコメントに提出された意見に対する市の考え方の公表について</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号「第2次龍ヶ崎市教育プラン(案)のパブリックコメントに提出された意見に対する市の考え方の公表について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	(教育総務課長 議案第1号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第1号について説明がありましたが、これについて御意見等がご

	ございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第 1 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第 1 号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	(5) 議案第 2 号 第 2 次龍ヶ崎市教育プランについて 続いて、議案第 2 号「第 2 次龍ヶ崎市教育プランについて」事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(教育総務課長 議案第 2 号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第 2 号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第 2 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	(6) 議案第 3 号 龍ヶ崎市部活動の運営方針の改訂について 続いて、議案第 3 号「龍ヶ崎市部活動の運営方針の改訂について」事務局から説明をお願いします。
指 導 課 長	(指導課長 議案第 3 号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第 3 号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
斎 藤 委 員	2 点ほどお聞きします。1 点目は、長期休業中に 1 週間以上の休養期間を設けるとありますが、現在と比較してこれは可能なのでしょうか。実施するにあたって困難な点はないのでしょうか。 2 点目は、競技・指導経験がない部顧問に対して、必要な研修の機会を設定するとありますが、現在はこのような取組は行われているのでしょうか。
指 導 課 長	お答えいたします。1 週間以上の休養期間については、ここ 2, 3 年で学校閉庁日というものはかなり設けました。夏休み、冬休みともに他市町村より多いくらい設けています。そのため休養日の設定は可能です。 2 点目についてです。研修は希望する方に案内はしていますが、現在のところ、これが徹底できているかという点、できていないです。ただし、スポーツ都市推進課と連携し、指導に不安がある場合には、中学校から申し出てもらうようにしています。例えば、剣道の指導ができないということであれば、スポーツ都市推進課に登録している外部コーチをお願いして、一緒に指導しながら指導方法を学ぶというかたちです。OJT と言い過ぎですが、やりながら覚えるという期間を設けています。

齋藤委員	<p>経験がない方に対しては、技術的なものと、精神的なものの両面からケアする必要があります。顧問が孤立していくことの問題が一番心配です。あとは、自分の技術が高まらないと、生徒との関係がうまくいかないというものもあります。そういった点を十分支えてあげないと部活そのものがおかしくなっていく可能性があります。是非よい形でタイアップしてもらえればと思います。学校に聞いても、果たして顧問個人が「指導してほしい」と言えるかという問題もありますから、そういう面をしっかりとってもらいたいと思います。以上です。</p>
教育長	<p>ご意見として頂戴します。そのほかいかがでしょうか。</p>
膳法委員	<p>この方針をもとに動いていくということであれば、言葉をもう少し明確に定義づけるべきかなと思う点がいくつかありました。例えば、「公式大会等において上位大会に進出」とありますが、「公式大会等」がどういう大会で、「上位」とはどのくらいなのかといった点を言葉として明確にした方がよいのかなと思います。また、「大会参加数が過多」の「過多」とはどのくらいなのか、「生徒や顧問の負担が過度」の「過度」とはなんなのかといった点です。</p> <p>この方針を作る理由に、働き方改革があると思いますが、生徒がバーンアウトしないように、同時にチェックしながら、先生も生徒も心平穏に過ごせるかといったチェックリストがあったほうがよいのかなと思いました。</p> <p>朝の活動の原則禁止の特例として、大会等の直前とありますが、大会1週間前というのは通常トレーニングは減ります。エビデンス的には逆のことを書いてありますから、削除したほうがよいと思います。</p> <p>また、競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるとありますが、運動トレーニングの強度や時間で異なるのであって、競技によって異なるわけではありません。</p> <p>「生徒が自ら活動計画等を立案し運営し振り返るサイクルでの運営体制を構築する」ということですが、特に働き方改革が背景にあると思いますが、方針にこのような文言が書かれると、指導者は生徒を放置しがちです。自分たちで考えなさいと放置されて追い込まれる生徒も現場には多いので、この方針を指導者にどう指導させるかが現場では難しいところです。このような文言を盛り込むことで放置が増えることがあるので注意が必要です。</p> <p>「勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導」の箇所、確かに、ハラスメントや暴力・暴言はすべて駄目ですが、このような文言があると、勝たなくてよいとなりますので、何を目的に部活をするのか、その部に所属するのかということに関わるので、例えば、県大会に出場したいとかその部はどこを目指しているのかということ各々が掲げていくということが大事だし、子どもがその部に所属してくれるようなテーマになるのかなと思いました。</p> <p>「部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意である」とありますが、脱退についても自由意思であるという文言があったほうが、生徒が追い込まれることがなくてよいのかなと思いました。</p> <p>「リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組」の箇所について、運動部と文化部と分けてありますが、一緒でもよいのかなと思いました。文化部のバーンアウトについては、運動部でも共通していることなので、もう少し文章を直せないかなと思います。</p> <p>最後に、一番気になる点ですが、部活動における学内の関係者をゼロにしていきたいというような記述がありますが、一番大事なものは、なにか起きたときの責任がどこにあるのかということですので、校内に責任者がいるのは大事なかなと思います。だんだんと移行していくということですが、責任の所在をどのように移行していくのかということが大事なかなと思いました。以上です。</p>
教育長	<p>ご意見として頂戴します。指導課長から何か補足等がありますか。</p>

指 導 課 長	<p>ご意見ありがとうございます。文言については、おっしゃるとおりですので訂正させていただきます。</p> <p>一番最後にお話しいただいた責任の問題に関しては、今後の部活動の在り方と大きく関連してきます。現在検討している段階ですが、学校単位の部活が今後成り立つのか、地域ブロック単位の部活動が今後必要なのではないかというところもあります。どういう取り組みが良いのかということも含めて、責任の問題に関しては、今後プランに乗せて行きたいと考えています。</p>
教 育 長	<p>そのほかいかがでしょうか。ほかにないようでしたら採決に移ります。議案第3号については、内容を修正するというご異議ありませんか。</p>
全 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第3号については、引き続き検討させていただきます。</p>
教 育 長	<p>(7) 議案第4号 龍ヶ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令に対する同意について</p> <p>続いて、議案第4号「龍ヶ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令に対する同意について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(教育総務課長 議案第4号について説明)</p>
教 育 長	<p>ただいま、議案第4号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。</p>
全 委 員	<p>特になし。</p>
教 育 長	<p>それでは、採決に移ります。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。</p>
全 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり可決されました。</p>
教 育 長	<p>(8) 議案第5号 龍ヶ崎市教育委員会の権限に属する事務の委任に係る龍ヶ崎市長との協議について</p> <p>続いて、議案第5号「龍ヶ崎市教育委員会の権限に属する事務の委任に係る龍ヶ崎市長との協議について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(教育総務課長 議案第5号について説明)</p>
教 育 長	<p>ただいま、議案第5号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。</p>
全 委 員	<p>特になし。</p>
教 育 長	<p>それでは、採決に移ります。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。</p>
全 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議なしと認め、議案第5号については、原案のとおり可決されました。</p>
	<p>(9) 議案第6号 龍ヶ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につ</p>

教 育 長	<p>いて</p> <p>続いて、議案第6号「龍ヶ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	(教育総務課長 議案第6号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第6号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第6号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(10) 議案第7号 斎藤勝委員の辞職願に対する同意について</p> <p>続いて、議案第7号「斎藤勝委員の辞職願に対する同意について」です。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、「教育委員会の委員は、自己の一身に関する事件については、その議事に参与することができない」とありますが、同項のただし書きに「教育委員会の同意があれば、会議に出席することができる」とあります。斎藤委員にはこのままご出席いただきたいと思いますが、ご異議ありますでしょうか。</p>
全 委 員	異議なし。
教 育 長	それでは、このまま議事を続けます。事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(教育総務課長 議案第7号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第7号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第7号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	<p>(11) 議案第8号 新学校給食センターの運営について</p> <p>続いて、議案第8号「新学校給食センターの運営について」事務局から説明をお願いします。</p>
学校給食センター所長	(学校給食センター所長 議案第8号について説明)
教 育 長	ただいま、議案第8号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。

教 育 長	それでは、採決に移ります。議案第 8 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、議案第 8 号については、原案のとおり可決されました。
教 育 長	(11) 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計予算案に対する同意について) について 続いて、報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計予算案に対する同意について)」事務局から説明をお願いします。
教 育 部 長	(教育部長 報告第 8 号について説明)
教 育 長	ただいま、報告第 1 号について説明がありましたが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。報告第 1 号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、報告第 1 号については、原案のとおり承認されました。
教 育 長	(12) 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算案 (第 9 号) に対する同意について) について 続いて、報告第 2 号「専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算案 (第 9 号) に対する同意について)」事務局から説明をお願いします。
教 育 部 長	(教育部長 報告第 2 号について説明)
教 育 長	ただいま、報告第 2 号について説明がありましたが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。
全 委 員	特になし。
教 育 長	それでは、採決に移ります。報告第 2 号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認め、報告第 2 号については、原案のとおり承認されました。
教 育 長	(13) 協議事項 1 令和 5 年度龍ヶ崎市学校教育指導方針(案)について 続いて、協議事項にうつります。協議事項 1「令和 5 年度龍ヶ崎市学校教育指導方針(案)について」事務局から説明をお願いします。
指 導 課 長	(指導課長 協議事項 1 について説明)
教 育 長	ただいま、協議事項について、説明がありましたが、これについてご意見等がござ

齋藤委員	<p>いましたらお願いいたします。</p> <p>できるだけ、端的に分かりやすく全体像を示しながら龍ヶ崎市として大事なところをポイント化していきたいというのは私自身の考えです。教育委員会としては学校に対して大事なことは全部やってほしいわけで、それは分かるのですが、学校としては、大変なことです。取捨選択をどうするのか、またはどれも大事にしなければならないのか。常に思うのですが、学校がやることが年々増えていって、減ることがあるのかと言いたくなります。確かにいろいろな情報が入り、いろいろなことに挑戦しなければならない、いろいろなことに子どもたちを関わらせなければならない、それは分かるのですが、年々業務が増えていることが気になって仕方がないです。学校としても、市の指導方針を受けながら、具体策を作っていくわけですよ。取捨選択をするわけ。そうすると非常に大変ではないかなと思います。資料のなかで方針が1から6まで(※)並んでいます。そのなかで1, 2, 3が基本ではないのかなと思います。このために何かあるのかというと4, 5, 6が支えているのではないのか、または取り巻いているのではないかなと思います。今までもそうしてきてはいるのでしょうかけれども、並列にしていると、学校のやることがどんどん増えているように感じます。取組のひとつひとつが大事なのは分かりますが、まとめるのは大変です。</p> <p>※1 未来への土台を築く確かな学力を育む教育の推進 2 共生社会に向けた豊かな心を育む教育の推進 3 たくましく健やかな体を育む教育の推進 4 新しい時代に活躍できる人材の育成を目指した教育の推進 5 学びを支える教育環境の整備 6 安全・安心で信頼される学校づくりの推進</p>
教育長	そのほかいかがでしょうか。
膳法委員	齋藤先生の話聞いてそのとおりだと思いましたが、これはこのまま並列でよいのでしょうか。1, 2, 3ができて、なお望ましいのは4, 5, 6ができるというような立体的な図の方が分かりやすいのかなと思いました。
教育長	そのほかいかがでしょうか。それでは、この指導方針についてはこの場では採決しませんので、ご意見として頂戴いたします。
教育長	議事につきましては以上ですが、事務局から連絡事項がございます。
事務局	<p>まず、卒業式と入学式関係です。令和4年度の卒業式の参集時間については、配布した資料のとおりです。令和5年度の入学式の日程については、中学校が4月10日(月)、小学校が4月7日(金)です。出席者の案を配布させていただきましたので、不都合や希望等があれば事務局までご連絡ください。</p> <p>続いて、次回以降の会議の日程です。3月22日(水)午後2時からを定例会を予定しています。3月は臨時会もあり、14日(火)を予定していますが、県からまだ通知がなく、時間は未定です。午後2時50分開催を見込んでいますが、決まり次第連絡させていただきます。4月は4月26日(水)午後2時から定例会の開催を予定しています。事務局からは以上です。</p>
教育長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。</p> <p>【議決事項】 議案第1号 第2次龍ヶ崎市教育プラン(案)のパブリックコメントに提出された意見に対する市の考え方の公表について</p>

<p>議案第2号 第2次龍ヶ崎市教育プランについて 議案第4号 龍ヶ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令に対する同意について 議案第5号 龍ヶ崎市教育委員会の権限に属する事務の委任に係る龍ヶ崎市長との協議について 議案第6号 龍ヶ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第7号 斎藤勝委員の辞職願に対する同意について 議案第8号 新学校給食センターの運営について 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度龍ヶ崎市一般会計予算案に対する同意について） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算案（第9号）に対する同意について）</p> <p>【会議録調製年月日】 令和5年2月27日</p> <p>【会議録調製者】 龍ヶ崎市教育委員会事務局 教育総務課 主幹 石山 駿</p> <p>龍ヶ崎市教育委員会会議規則第15条及び第16条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。</p> <p style="text-align: right;">教育長 大古輝夫</p>			
情報公開	公開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日